

○「適正な運用の確保が必要な無線局（電波法施行規則第 51 条の 2）」とその具体例

① 電気通信業務の用に供する無線局

【具体例】 携帯電話

② 放送の業務の用に供する無線局

【具体例】 テレビ放送、放送中継回線

③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局

【具体例】 消防無線、警察無線、航空無線

④ 気象業務の用に供する無線局

【具体例】 気象レーダー、ラジオゾンデ、ウィンドプロファイラ

⑤ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局

【具体例】 電気事業用無線

⑥ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局

【具体例】 鉄道事業用無線

⑦ ①から⑥のほか、公共の利益のための業務の用に供する無線局

【具体例】 上下水道事業用無線、ガス事業用無線、バス事業用無線、ETC